

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の骨子（素案）

■条例の骨子（素案）

（1）目的

土砂の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の発生の防止及び市民の安全の確保と生活環境の保全に資することを目的とします。

（2）埋立て等の許可

事業面積が一定面積以上（500平方メートル以上を想定）の埋立て等については市長の許可が必要。

許可申請の前には、市長と事前協議、地域住民に対して事業内容の周知が必要。

申請には、埋立て等の目的や内容、区域の位置、面積及び堆積の構造、搬入する土砂の量、発生場所、災害を防止するための措置内容などの書面や図面が必要。

（3）許可の基準

- ・埋立て等に用いる土砂等が土壌の汚染を防止するための環境上の基準を満たしていること。
- ・土砂等の堆積の構造が、区域外への土砂等の崩落、飛散、流出による災害を防止するための構造上の基準に適合していること。など

（4）許可を受けた者の責務

許可を受けた者は、土砂の発生元を明らかにする書類、土壌の安全基準に適合していることを証明する書類等を提出し、埋立て等の区域からの排水の水質検査を行い報告すること。など

（5）中止命令、許可の取消等

無許可の埋立て等を行ったとき、土砂の崩落等の災害発生のおそれがあるとき、汚染された土砂が使用されていることを確認したときなどには、事業の中止、土砂等の撤去など必要な措置を命ずることができる。不正な手段による許可の取得や命令違反等があったときは、許可を取り消す。

（6）土地所有者の責務

埋立て等の事業のために土地を使用させる土地所有者は、自ら埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

汚染された土砂等が使用されているときは、事業者と同様に、土地所有者にも土砂等の撤去など必要な措置を命ずることができる。

（7）罰則

無許可で土砂の埋立て等の事業を行った者、措置命令等に違反した者等には、罰則を科する。

（地方自治法の上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を想定）

■スケジュール（予定）

パブリックコメント手続や罰則についての検察庁との協議など必要な手続を進め、平成28年3月又は6月の定例市議会に条例案を提案する予定